

公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

2023年1月18日
独立行政法人 日本貿易振興機構
副 理 事 長 信谷 和重

1. 調達内容

- (1) 案件名 国際航空券及び査証手配業務
- (2) 採択予定法人数 3者
- (3) 期間 2023年4月1日から2025年3月31日まで。
- (4) 履行場所 公募説明書仕様書記載のとおり。
- (5) 公募方法
 - ①応募者は、公募説明書にて指定する応募書類（適合証明書、提案書等）をもって申し込むこと。
審査の上、選定した上位3者（予定）の企業・団体を採択者として決定する。
 - ②応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 競争参加資格

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。

3. 応募資格

- (1) 応募者は、法人として、旅行業法に定める第一種旅行業者の登録者であること。
- (2) 応募者は、法人として、IATA 公認旅客代理店舗の認定を有すること。
- (3) 応募者は、法人として、全国旅行業協会又は日本旅行業協会の登録を有すること。
- (4) 応募者は、担当窓口となる営業所等に、総合旅行業務取扱管理者の有資格者を在籍させていること。
- (5) 応募者は、原則として、日本語による24時間緊急対応サービス（発券済み航空券の変更・キャンセル・新規発券、及び相談対応等）の実施体制を有すること。
- (6) 応募者は、公用旅券、外国籍の者の査証及び遠隔地の者の査証等を含む、業務査証の5年以上の手配経験を法人として有すること。
- (7) 応募者は、過去5年間において、毎年5,000件以上の国際航空券の手配実績を法人として有すること。
※2020-22年実績については、2015-17年実績により代替可能。
- (8) 応募者は、過去3年間において、毎年500件以上の業務又は公用査証の手配実績を法人として有すること。
※2020-22年実績については、2017-19年実績により代替可能。
- (9) 応募者は、個人情報保護規程、行動規範や情報セキュリティ研修の体制等が法人として整備されていること。

- (10) 応募者は、プライバシーマーク又は ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム適合評価制度)のいずれかの認証を法人として受けていること。(プライバシーマーク更新手続中の場合も保有しているものとみなす。)
- (11) 応募者は、国際航空券の手配業務(手配端末の操作業務)3年以上の経験を有する担当者を配置できること。
- (12) 応募者は、日本語でのコミュニケーションが可能な担当者を配置できること。

4. 応募書類の提出場所等

- (1) 応募書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階
日本貿易振興機構 総務部経理課 担当 能勢、中村
TEL: 03-3582-5565 E-mail: ADF@jetro.go.jp

- (2) 公募説明書の交付場所

本公告の日から上記4.(1)にて交付。電子メールによる交付を希望する場合には、上記4.(1)の連絡先にE-mailにて申し込むこと。件名は「【公募説明書交付希望】国際航空券及び査証手配業務」とする。

- (3) 公募説明会の日時及び場所

2023年1月25日(水) 11時15分
日本貿易振興機構 本部(東京) 7階 IBSCホール

- (4) 質問の受付

- ①質問の受付方法: Eメール E-mail: ADF@jetro.go.jp
- ②質問の受付期間: 2023年1月25日(水)から1月26日(木)17時00分まで
- ③質問の回答方法: Eメール(公募説明書を受領した者全員に回答する)
- ④質問の回答期限: 2023年1月30日(月)17時00分まで

- (5) 応募書類の受領期限

2023年2月1日(水) 17時00分
(郵送等による場合は必着のこと。)

- (6) 採択結果通知

2023年2月中旬までに通知する。

5. 支払内容

航空運賃(空港税及び燃油付加税を含む)、発券手数料、査証代(実費)、査証取得代行手数料等

6. 応募の無効

公募条件に違反した応募。

7. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 応募者に要求される事項 応募者は採択結果通知日の前日までの間において、日本貿易振興機構

より当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 詳細は公募説明書による。
- (5) 本案件は2023年度以降に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間の変更又は案件を取りやめることがあり得る。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）